

個人番号又は法人番号																				
管理番号	/	/	/	0																

## 入湯税納入申告書

年 月 日

長野市長 宛

特別徴収義務者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者

印

長野市市税条例第144条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。

記

この申告に係る 鉱泉浴場 施設	所在地			名称		
	年  月分	区分	人数	税率	人数×税率	税額
		宿泊客	①	150 円	A  円	A+B  円
日帰り客	②	100 円	B  円	円		

### 入湯税納入明細書

※ 入湯税が課税される日帰り客がない場合は、下記明細書の日帰り欄は記載不要です。

日	宿泊			日帰り			日	宿泊			日帰り			
	宿泊客 (人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育		日帰り客 (人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育			宿泊客 (人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育		日帰り客 (人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育		
1							17							
2							18							
3							19							
4							20							
5							21							
6							22							
7							23							
8							24							
9							25							
10							26							
11							27							
12							28							
13							29							
14							30							
15							31							
16							計	①				②		

**注意事項**

- この申告書には、前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出してください。
- 「学校教育上の見地から行われる行事」による免除を受けようとする際には、別途添付書類が必要です。
- 入湯料金は、入湯客に分かるよう明示してください。明示されていない場合は、課税免除の対象になりません。

様式第一二七号(第一四四条関係)

# 記入例

## 入湯税納入申告書

個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
管理番号	/	/	/	0										

令和元年 6月14日

長野市長 宛

特別徴収義務者 住所(所在地) **長野市△△町〇〇番地**

氏名(名称) **株式会社 入湯商事**

代表者 **長野 太郎**

代表者印

長野市市税条例第144条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。

記

この申告に係る 鉱泉浴場 施設	所在地	<b>長野市□□町〇〇番地</b>		名称	<b>ホテル入湯荘</b>	
	令和元年 5月分	区分	人数	税率	人数×税率	税額
		宿泊客	① 231	150円	A 34,650円	A+B
日帰り客	② 334	100円	B 33,400円	68,050円		

### 入湯税納入明細書

※ 入湯税が課税される日帰り客がない場合は、下記明細書の日帰り欄は記載不要です。

日	宿泊			日帰り			日	宿泊			日帰り		
	宿泊客(人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育		日帰り客(人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育			宿泊客(人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育		日帰り客(人)	課税免除(人) 12歳未満 学校教育	
1	5			2			17	2			3	0	
2	4			1			18	2			8	0	
3	8			0			19	16	3		48	26	
4	4			1			20	18	5		26	12	
5	12			33	5		21	6			4		
6	11			22	3		22	1			2		
7	6			3			23	5			3		
8	4			0	1		24	2	8		8	2	
9	6			0			25	3			0		
10	8			2	1		26	15			24	18	
11	4			0			27	18			35	12	
12	15			40	15		28	12			8	2	
13	16	2		42	16		29	5			5		
14	0			2			30	6			2	1	
15	4			2			31	8			3		
16	5			5	1		計	① 231	10	8	② 334	115	

#### 注意事項

- この申告書には、前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出してください。
- 「学校教育上の見地から行われる行事」による免除を受けようとする際には、別途添付書類が必要です。
- 入湯料金は、入湯客に分かるよう明示してください。明示されていない場合は、課税免除の対象になりません。